



平成 30 年 4 月 20 日
住宅局安心居住推進課

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の募集を開始します！ ～空き家等を住宅確保要配慮者向け住宅として活用するための改修工事等を支援～

国土交通省は、本日より、「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」の申請を募集します。申請期限は、平成 31 年 2 月 28 日（木）（消印有効）です。

1) 事業概要

国土交通省では、新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者[※]専用の住宅とする民間事業者等に対して、その実施に要する費用の一部を補助します。【別紙参照】

[※]住宅確保要配慮者とは、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、そのほか住宅の確保に特に配慮を要する者をいう

2) 応募・交付申請書の提出方法

平成 31 年 2 月 28 日（木）までに、以下の事務局に申請書を郵送により提出

- ※ 応募要件等の詳細については、交付申請要領をご覧ください。
- ※ 交付申請要領・様式は、以下 URL より入手していただくか、事務局までお問い合わせください。

【事務局】スマートウェルネス住宅等事業推進室

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3 - 25 精和ビル 6 階

TEL : 03-6265-4905 FAX : 03-6268-9029

URL : [http://snj-sw\[.\]jip](http://snj-sw[.]jip)

※補助申請の終了とともに、当該 URL の利用も既に終了しています。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 山崎、係長 前原

TEL:03-5253-8111(内線 39857、39856)、03-5253-8952(直通)、FAX:03-5253-8140